

3. 開発協力の適正性確保のための取組

日本が長年にわたって実施してきたODAは、開発途上国の開発、成長に様々な形で貢献してきただけではありません。ODAは、日本と途上国との間の友情と信頼の確かな絆を築くとともに、国際社会における日本の地位の向上に、ひいては日本自身の平和と繁栄をより確かなものとするために大いに役立ってきました。一方、ODAは課題や困難に直面したこともありました。たとえば、ODA事業に際して、不正が行われたことや、不測の事態によって十分な援助効果が上げられなかったり、遅れが生じたりしたこともあります。

日本政府は、こうした経験を一つひとつ無駄にせず、将来への教訓とすべく、評価の仕組みを整え、透明性の向上に努め、市民社会を含む幅広い関係者の方々との対話を行うなど、様々な努力を続けてきました。また、不正を防ぐ仕組み、受入国側との丁寧な対話と調整、さらには、きめ細かい事業の維持管理やフォローアップのプロセスも整えてきました。日本政府は、今後もより効果的で適正な開発協力の実施に向けた努力を不断に続けていきます。

(1) 不正腐敗の防止

日本のODAは、国民の税金を原資としていることから、ODA事業に関連した不正行為などが行われることは、その適正かつ効果的な実施を阻害するのみならず、ODAに対する国民の信頼を損なうものであり、絶対に許されるものではありません。このような不正行為を防止するには、たとえば、不正行為を行ったとしても、いずれ公になり、厳しいペナルティが課されることを認識させる必要があります。

そこで、外務省およびJICAは、過去に発生した不正行為の教訓を踏まえつつ、これまで、監視体制の強化として、「不正腐敗情報に係る窓口の強化」、「第三者検査の拡大」などを行い、また、ペナルティの強化として、「排除措置期間の上限引上げ」、「違約金の引上げ」、「重大な不正行為を繰り返した企業に対する減点評価の導入」などを行いました。さらに、2018年には、不正行為を行った企業などに対する措置に係る基準を改正し、措置対象者の企業グループ等に対する措置や、措置期間中の者から事業譲渡等を受けた者に

対する措置を可能とする「排除措置対象の拡大」などを行いました。

日本政府は、ODA事業に関連した不正行為は断じて許さないという強い決意のもと、JICAと連携し、引き続き、不正行為の防止に向け、しっかりと取り組んでいきます。

(2) 国際協力事業関係者の安全対策

ODA事業の実施にあたっては、国際協力事業関係者の安全確保が大前提です。JICA関係者のみならず、コンサルタント、施工業者、NGOなど、様々な国際協力事業関係者が活動している国又は地域における脅威は複雑で、国又は地域ごとに状況が異なる上、常に変化しています。特に2020年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、外務省およびJICAは、開発途上国をはじめとする世界各国の開発協力の現場で実務にあっていたJICA海外協力隊を含む国際協力事業関係者の帰国・再渡航支援を実施しました（詳細は第I部特集を参照）。

また、外務省およびJICAは、2016年7月のバングラデシュにおけるダッカ襲撃テロ事件を受け、関係省庁、有識者と共に国際協力事業関係者の安全対策を再検証し、同年8月、「最終報告」を発表しました^{注22}。これは、「安全はもはやタダではない」ことや、組織のトップ自らが主導して安全対策を講じる必要性を認識し、より広範囲なNGOを含む国際協力事業関係者の安全の確保に向け、以下に関して講ずべき措置をとりまとめたものです。

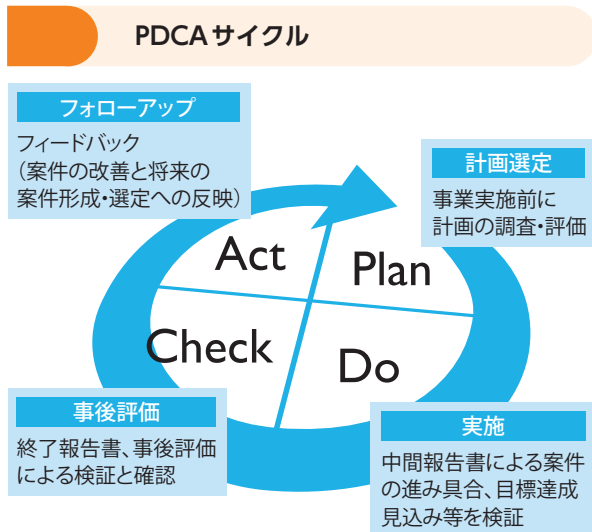
- ①脅威情報の収集・分析・共有の強化
- ②事業関係者およびNGOの行動規範
- ③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化
- ④危機発生後の対応
- ⑤外務省・JICAの危機管理意識の向上・態勢の在り方

外務省およびJICAは、「最終報告」に記載された安全対策の実施に取り組むとともに、国際協力事業関係者の安全対策の実効性を確保するための対応を継続・強化しています。

^{注22} https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/keitai/page22_000120.html

(3) 評価の実施

日本政府はこれまで、ODA事業の管理改善と説明責任を果たすために、①PDCAサイクル（案件形成（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、フォローアップ活動（Act））の強化、②プログラム・アプローチの強化、③「見える化」の徹底を進めてきました。



PDCAサイクルの強化について、日本は、①すべての被援助国における国別開発協力方針の策定、②開発協力適正会議の開催、③個別案件ごとの指標の設定、④評価体制の強化といった取組を進めています。

より効果的・効率的なODAを行うためには、事業レベルだけではなく、政策レベルでPDCAサイクルを強化していくことが必要です。そのため、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（いわゆる「政策評価法」）に基づいて経済協力に係る施策等について政策評価を実施^{注23}するとともに、中立的な立場から評価を行うべく第三者によるODA評価を実施し、評価の結果から得られた提言や教訓をODA政策にフィードバックすることで、ODAの管理改善を図っています。

第三者評価^{注24}では、第三者が主に政策レベルの評価（国別評価、課題・スキーム別評価など）を行い、

開発の視点から、ODA政策が日本の上位政策や被援助国のニーズ、国際的な優先課題に合致しているか（政策の妥当性）、実際にどこまで効果が現れているか（結果の有効性）、政策の妥当性や結果の有効性が確保されるようなプロセスが取られていたか（プロセスの適切性）の3つの評価基準に基づいて評価を行います。

開発の視点に加えて、当該政策やプログラムの外交上の効果の確認も重要であるとの考えも評価に取り入れています。2015年度からは、原則としてすべての評価案件で外交の視点からの評価を行うとともに、ODAの外交的な重要性および波及効果（ODAが日本の国益の実現にどのように貢献したか）を明らかにするため、その後も外交の視点からの評価の拡充を試みています。また、評価結果を外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka.html>）などで公表することで、ODAがどのように使われ、どのような効果があったのかについて国民への説明責任（アカウンタビリティ）を果たすとともに、ODAの透明性を高めてODAに対する国民の理解と参加を促進しています。

また、JICAも無償資金協力、有償資金協力、技術協力それぞれのプロジェクトについての評価やテーマ別の評価を実施しています。JICAは、各プロジェクトの事前の段階から、実施の段階を経て、事後まで一貫したモニタリング・評価を行うとともに、これら3つの援助手法に整合性のある評価の仕組みを確立しています。なお、一定金額以上の案件については、JICAは外部評価者による事後評価を実施しています。事業の効果を定量的に把握することも重要であり、インパクト評価^{注25}の強化にも取り組んでいます。

これらの評価は、主に経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）の評価基準^{注26}に基づいて行われています。

なお、海外から日本のODAがどのように見られているかの一例を挙げると、2020年3月、ASEAN諸

^{注23} 施策レベル以外にも、交換公文（E/N）供与限度額150億円以上の有償資金協力プロジェクト、およびE/N供与限度額10億円以上の無償資金協力プロジェクトについて事前評価を実施している。また、「未着手・未了案件（未着手案件とは、政策決定後、5年を経過した時点で貸付契約が締結されていない、あるいは貸付実行が開始されていないなどの案件。未了案件とは、政策決定後10年を経過した時点で貸付実行が未了である案件を指す。）」の事後評価を行っている。

^{注24} 2017年度からは外務省が実施する無償資金協力についても、2億円以上の案件については内部評価を、10億円以上の案件については第三者評価を実施し、その結果を公表するとともに、これらの事後評価結果が次のODAの案件形成に活かされるよう努めている。

^{注25} 開発事業の効果を、統計学や計量経済学の手法を用いて検証する評価方法のこと。

^{注26} DAC評価基準：1991年から活用されてきた妥当性（Relevance）、有効性（Effectiveness）、効率性（Efficiency）、インパクト（Impact）、持続性（Sustainability）の5項目に、2019年12月に整合性（Coherence）が追加され、6項目となった。

国における対日世論調査^{注27}では、日本のODAについて、8割以上が「日本のODAが自国の開発に役立っている」と回答しています。また、2019年11月に行われたアフリカ3か国（南アフリカ、ケニア、コートジボワール）における対日世論調査^{注28}でも、約8割が「日本は国際社会における開発協力（ODAを含む）において、重要な役割を果たしている」と評価しています。

（4）開発協力における性的搾取・虐待等に関する取組

近年では、開発協力における性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメント（SEAH：Sexual Exploitation, Abuse, and Harassment）の問題への国際的関心が高まっています。これを踏まえ、外務省では、研修などを通じて職員の啓発^{けいはつ}を行うとともに、国民の理解促進のため、国際的なコミットメント文書や勧告の概要の和文を外務省HPに掲載しています。また、JICAにおいても、SEAH撲滅^{ぼくめつ}に向けての理事長メッセージをJICAのHPに掲載するとともに、就業規則やJICA関係者の倫理等ガイドラインにSEAH防止を追加するなどの取組を行っています。

^{注27} 外務省が世論調査機関に委託し、ASEAN10か国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）において、18歳から59歳までの300名を対象に、インターネットおよび一部訪問面接を併用した対日世論調査が行われた。
https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008370.html

^{注28} 上記（^{注27}）と同様に外務省が世論調査機関に委託し、南アフリカ、ケニア、コートジボワールにおいて、18歳から59歳の1500名（各国500名）を対象に、インターネット調査が行われた。
URL：http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008370.html